セントルシア　平成二十二年八月十八日
モルドバ共和国　平成二十二年十月十二日
フィリピン共和国　平成二十三年八月三十日
カーボヴェルデ共和国　平成二十三年十月十日
コートジボワール共和国　平成二十五年二月十五日

よって、同規程は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

バングラデシュ人民共和国　平成二十二年六月一日
セーシェル共和国　平成二十二年十一月一日
セントルシア　平成二十二年十一月一日
モルドバ共和国　平成二十三年一月一日
フィリピン共和国　平成二十三年十一月一日
カーボヴェルデ共和国　平成二十四年一月一日
コートジボワール共和国　平成二十五年五月一日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の規程の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

グレナダ　平成二十三年五月十九日
チュニジア共和国　平成二十三年六月二十四日
モルディブ共和国　平成二十三年八月一日
チュニジア共和国　平成二十三年九月一日
モルディブ共和国　平成二十三年十二月一日
バヌアツ共和国　平成二十四年二月一日
グアテマラ共和国　平成二十四年七月一日
エルサルバドル共和国　平成二十八年六月一日

（平成二十二年三月二十三日付け、同年八月十日付け、同年八月十八日付け、同年十月十四日付け、平成二十三年五月十九日付け、同年六月二十四日付け、同年八月三十日付け、同年九月二十一日付け、同年十月十一日付け、同年十二月二日付け、平成二十四年四月二日付け、平成二十五年二月十五日付け及び平成二十八年三月三日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年六月二日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百四十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関として次に掲げる者を登録したので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年六月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	登録をした日
一八〇	株式会社テクノサイエンス	滋賀県守山市水保町二千四百七十七番地	滋賀県守山市水保町二千四百七十七番地	理化学試験	平成二十八年六月二日

○農林水産省告示第千二百七十二号

中央卸売市場において卸売の業務を行っている者の名称の変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二日

農林水産大臣　森山　裕

卸売の業務を行っている者の名称　新名称　広印広島青果株式会社
旧名称　広印青果株式会社
卸売の業務を行っている市場　広島市中央卸売市場中央市場
取扱品目の部類　青果部
変更年月日　平成二十八年四月一日

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第七十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十七年十一月九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年六月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV3－106	ギケン　EU200L4	QSB6.7－4C	株式会社技研製作所	高知県高知市布師田3948番地1
NV3－107	クボタ　RX－506	D1803－CR－T－YDM	株式会社クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号
NV3－108	キャタピラージャパン　050ESR	〃	〃	〃

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第七十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十七年十一月十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年六月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV3－109	IHI建機　80V4	YDN－4TN V98C	IHI建機株式会社	神奈川県横浜市金沢区昭和町3174番地

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第七十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十七年十一月十九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年六月二日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV3－110	古河　HCR900－DSV	QSB6.7－4C	古河ロックドリル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目5番3号
NV3－111	トヨタ　5JD9	YDM－4TN V88C	株式会社アイチコーポレーション	埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10
NV3－112	アイチ　SP10C1SN	〃	〃	〃